

利 用 上 の 注 意

商業統計調査について

1 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としている。

2 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第 23 号）であり、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）によって実施された。

3 調査の期日

平成 19 年商業統計調査は、平成 19 年 6 月 1 日現在で実施した。

なお、商業統計調査は周期調査であるが、平成 9 年以降の調査から 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施している。

年次別の調査期日は、以下のとおり。

調査年次	調査期日	調 査 種 別	調査年次	調査期日	調 査 種 別
昭和 27 年調査	9 月 1 日	卸売・小売業、飲食店	昭和 57 年調査	6 月 1 日	卸売・小売業、飲食店
29	9 月 1 日	〃	60	5 月 1 日	卸売・小売業
31	7 月 1 日	〃	61	10 月 1 日	一般飲食店
33	7 月 1 日	〃	63	6 月 1 日	卸売・小売業
35	6 月 1 日	〃	平成元年調査	10 月 1 日	一般飲食店
37	7 月 1 日	〃	3	7 月 1 日	卸売・小売業
39	7 月 1 日	〃	4	10 月 1 日	一般飲食店
41	7 月 1 日	〃	6	7 月 1 日	卸売・小売業
43	7 月 1 日	〃	9	6 月 1 日	〃
45	6 月 1 日	〃	11	7 月 1 日	〃（簡易調査）
47	5 月 1 日	〃	14	6 月 1 日	卸売・小売業
49	5 月 1 日	〃	16	6 月 1 日	〃（簡易調査）
51	5 月 1 日	〃	19	6 月 1 日	卸売・小売業
54	6 月 1 日	〃			

4 調査の範囲

平成 19 年商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）に掲げる「大分類 J - 卸売・小売業」に属する事業所を対象とした。

調査は、公営、民営の事業所を対象とした。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とした。

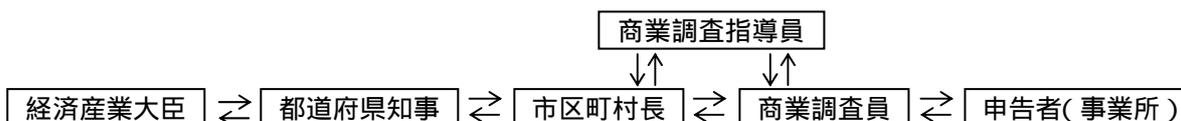
また、料金を支払って出入りする有料施設（公園、遊園地、テーマパーク、駅改札内、有料道路内）の中にある別経営の事業所についても調査の対象とした。（駅改札内、有料道路内については平成 19 年調査より調査を開始した。）ただし、前述以外の有料施設内（劇場内、運動競技場内など）の事業所は、原則、調査の対象としていない。

なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とした。

5 調査の方法及び経路

商業統計調査の調査経路は、以下のとおり。なお、調査方法は以下の 、 による。

申告者（事業所）が自ら調査員によって配布された調査票に記入（自計方式）し、調査員が回収する方法による調査員調査方式



商業事業所の本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省又は都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式



6 調査の項目

調査票の調査項目は、法人組織の事業所については次の ~ の全ての項目、個人経営の事業所については ~ を除く項目とする。

なお、調査項目のうち ~ は、小売業のみの調査項目である。

調 査 項 目	
事業所の名称及び電話番号	セルフサービス方式採用の有無
事業所の所在地	売場面積
経営組織及び資本金額又は出資金額	営業時間等
本店・支店の別及び本店の所在地・電話番号	来客用駐車場の有無及び収容台数
事業所の開設時期	チェーン組織への加盟の有無
従業者数等	年間商品仕入額の仕入先別割合
年間商品販売額等	年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合
年間商品販売額の販売方法別割合	企業の事業所数等
商品手持額	
年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合	

統計表について

1 商業統計調査用分類

商業統計調査用分類は、原則として日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）に準拠している。

2 事業所の産業の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定（格付け）方法は、次のとおり。

(1) 一般的な方法

取扱商品が単品の場合は、商品分類番号 5 桁のうち上位 4 桁の分類番号で細分類を決定する。

取扱商品が複数の場合は、まず商品分類番号上位 2 桁の卸売品目（50～54）と小売品目（56～60）でいずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業に決定する。

産業分類の格付けについては、商品分類番号上位 2 桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位 2 桁によって、中分類（2 桁分類）を決定し、同様に上位 3 桁、上位 4 桁と順に分類し、細分類（4 桁分類）を格付けする。

(2) 特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業」「その他の各種商品卸売業」「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」「その他の各種商品小売業」「各種食料品小売業」「コンビニエンスストア」「たばこ・喫煙具専門小売業」については、以下の方法で格付けを行っている。

卸売業

(ア)「4911 各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)」

表1の財別(生産財、資本財、消費財)の3財にわたる商品を販売し、各財の販売額がいずれも卸売販売総額の10%以上で、従業者が100人以上の事業所。

(イ)「4919 その他の各種商品卸売業」

表1の財別(生産財、資本財、消費財)の3財にわたる商品を販売し、各小分類の販売額がいずれも卸売販売額の50%未満で、従業者が100人未満の事業所。

なお、上記(ア)、(イ)について、生産財、資本財、消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の品目が「524 再生資源卸売業」のみ、消費財の品目が「549 他に分類されない卸売業」のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付けとする。

財別	小分類	産業分類
生産財	501	繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)
	522	化学製品卸売業
	523	鉱物・金属材料卸売業
	524	再生資源卸売業
資本財	521	建築材料卸売業
	531	一般機械器具卸売業
	532	自動車卸売業
	533	電気機械器具卸売業
消費財	539	その他の機械器具卸売業
	502	衣服・身の回り品卸売業
	511	農畜産物・水産物卸売業
	512	食料・飲料卸売業
	541	家具・建具・じゅう器等卸売業
	542	医薬品・化粧品等卸売業
549	他に分類されない卸売業	

(ウ)「5497 代理商、仲立業」

「年間商品販売額」と「その他の収入額の仲立手数料」を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商、仲立業」に格付けする。

小売業

(ア)「5511 百貨店、総合スーパー」

表2の衣(中分類56)、食(中分類57)、住(中分類58~60)にわたる商品を小売りし、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所をいう。

(イ)「5599 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)」

表2の衣(中分類56)、食(中分類57)、住(中分類58~60)にわたる商品を小売りし、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所をいう。

(ウ)「5711 各種食料品小売業」

中分類「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、小分類「572~579」までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売りし、そのいずれもが「飲食料品小売販売額」の

50%に満たない事業所をいう。

(エ)「5791 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」

「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用していて、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所をいう。

(オ)「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」

「60911 たばこ・喫煙具」の販売額が小売販売総額の90%以上の事業所をいう。

表2

衣・食・住別	中分類	産 業 分 類
衣	56	織物・衣服・身の回り品小売業
食	57	飲食料品小売業
住	58	自動車・自転車小売業
	59	家具・じゅう器・機械器具小売業
	60	その他の小売業

3 主な用語の解説

(1) 事業所(商業事業所)

原則として一定の場所(一区画)を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

小売業又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等)に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

主として業務用に使用される商品{事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械(農業用器具を除く)、建設材料(木材、セメント、板ガラス、かわらなど)など}を販売する事業所

製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所(主として管理的事務のみを行っている事業所を除く)

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。

商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。

主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所(代理商、仲立業)。

「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

個人(個人経営の農林漁家への販売を含む)又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業{大分類Q - サービス業(他に分類されないもの)}とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

製造小売事業所(自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所)
例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所(販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所)で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所(1企業1事業所)をいう。

(5) 本店

他の場所に、同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とする。

(6) 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とする。

(7) 開設時期

当該事業所の事業内容に関わらず事業所を開設した時期とする。

(8) 従業者及び就業者

平成19年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いたものをいう。

「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

「有給役員」とは、法人、団体の役員(常勤、非常勤を問わない)で給与を受けている者をいう。

「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト」などと呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 期間を定めずに雇用されている者

(イ) 1 か月を超える期間を定めて雇用されている者

(ウ) 平成 19 年の 4 月、5 月のそれぞれの月に 18 日以上雇用された者

「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で 1 か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

「他からの派遣従業者」とは、別経営の事業所から派遣されている者又は下請として別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。

「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ派遣している者又は下請として別経営の事業所の業務に従事している者をいう。

「パート・アルバイトなどの 8 時間換算雇用者数」とはパート・アルバイトなどの従業者について平均的な 1 日当たりの労働時間である 8 時間に換算したもの。

(9) 年間商品販売額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

(10) その他の収入額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

なお、内訳区分は、次のとおりであり、内訳別については、その割合をもとに計算した。

修理料

商品を販売するかたわら、販売商品に関連した修理を行っている場合、その収入額。

仲立手数料

他人又は他の事業所のために仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行い、その仲立行為から得た手数料。

製造業出荷額

自店で製造した商品の卸売販売額、原材料を支給し委託生産したものに自社で加工処理して完成させた商品の卸売販売額、受託製造の加工賃収入額。

飲食部門収入額

飲食できる設備を有し、その場所で料理等を飲食させた収入額。

サービス業収入額

販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、宅配便取次手数料などのサービスの提供に対する収入額。

上記以外の収入額

～ 以外のその他の収入額。

(11) 商品手持額

平成 19 年 3 月末現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による）。

(12) セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること、店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に

商品を選び取れるようなシステムをとっていること、売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること、の三つの条件を兼ねている場合をいう。

商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは、上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店など。

(13) 売場面積（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていない。

(14) 年間商品仕入額（法人事業所のみ）

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の企業全体の商業事業所における企業外からの商品の仕入額をいう。したがって、自企業内の本支店間、支店相互間の振替移動を行った取引額は除く。

ただし、国外にある自企業の支店より輸入した場合は仕入額に含む。

(15) 営業時間（小売業のみ）

平成19年6月1日現在での開店、閉店時刻をいい、1時間未満の営業時間は切り捨てとする。なお、調査日が休業及び特別セール等により、開店、閉店時刻が通常と異なる場合は、調査日に近い時点の通常の時刻としている。

ただし、牛乳小売業、新聞小売業の事業所については、営業時間の調査を行っていない。

(16) 販売方法

販売方法区分は、次のとおりであり、販売方法別の年間商品販売額については、その割合をもとに計算した。

現金販売

現金で商品を販売した場合をいう。なお、小切手、商品券、プリペイドカード、デビットカードによる販売も含む。

信用販売

(ア) クレジットカードによる販売

信販会社等の提供する「クレジットカード」の利用により、商品をクレジット販売した場合をいう。

(イ) 掛売・その他

上記の「クレジットカードによる販売」以外の信用販売をいう。

手形による取引、クレジットカードを用いない割賦販売、非割賦販売等をいう。

また、新聞、牛乳の月極販売もここに含む。

(17) 商品販売形態（小売業のみ）

商品販売形態区分は、次のとおりであり、商品販売形態区分の年間商品販売額については、その

割合をもとに計算した。

店頭販売

店頭で商品を販売した場合をいう。なお、ご用聞き及び移動販売も含む。

訪問販売

訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。

通信・カタログ販売

カタログ、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、インターネット、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

自動販売機による販売

商業事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。

その他

料理品の宅配、仕出し屋、生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

(18) 来客駐車場（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。

なお、ガソリンスタンドについては調査をしていない。

専用駐車場

自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいう。

共用駐車場

他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をいう。

収容台数

満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではない。

(19) チェーン組織（小売業のみ）

フランチャイズ・チェーン加盟事業所

事業所（フランチャイジー）が他の事業所（フランチャイザー（本部））との間に契約を結び（加盟）、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいう。

ボランタリー・チェーン加盟事業所

事業所が同一業種の事業所同士で本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいう。

いずれにも加盟していない事業所

上記、に含まれない事業所をいう。例えば、レギュラー・チェーン（直営店）、自動車メーカーの特約店、家電メーカーの販売店、元卸系列のガソリンスタンドなど。

(20) 仕入先及び販売先

・仕入先については、次のとおり。

本支店間移動

自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場などから帳簿上、商品の振

替えを行った場合。

自店内製造

事業所が小売販売するためにその場所で商品を製造した場合。

生産業者

(ア) 親会社

自社の議決権の50%を超えて所有する会社(生産業者)から商品を直接仕入れた場合。

(イ) その他の生産業者

上記(ア)を除く生産業者から商品を直接仕入れた場合。

卸売業者・その他

他企業の卸売業者、小売業者から仕入れた場合及び生産業者直営の支店、営業所などの販売事業所から仕入れた場合。

国外(直接輸入)

自社(自分)名義で通関手続を行って国外から商品を直接仕入れた場合。

仕入先別割合の金額は法人事業所のみについて、便宜上、調査項目中の「7(1) 年間商品販売額」の合計に「16 年間商品仕入額の仕入先別割合(%)」を乗じて算出した。

・販売先については、次のとおり。

本支店間移動

自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場などに帳簿上、商品の振替えを行った場合。

卸売業者

他の卸売業者に商品を卸売した場合。

小売業者

小売業者に商品を卸売した場合。

産業用使用者・その他

産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁など)に業務用として商品を卸売した場合。

国外(直接輸出)

自社(自分)名義で通関手続を行って国外へ商品を直接輸出した場合。

販売先別割合の金額は法人事業所のみについて、調査項目中の「7(1) 年間商品販売額」の卸売販売額に「17 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合(%)」を乗じて算出した。

(21) 業態分類

業態分類の定義は、別表の「業態分類表」のとおりである。

4 表章

(1) 統計表中、「」はマイナスの数値、「0.0」は単位未満、「-」は該当数値なしを表す。また、「X」は1または2事業所の数値であるため、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿した個所である。なお、3以上の事業所に関する数値でも、秘匿した事業所に関する数値が前後の関係から判明する個所は、「X」で表した。

(2) 単位未満の数値は、四捨五入することを原則とした。したがって、合計の数値と内訳の計とが一致しない場合がある。

その他

- (1) この報告書の数値は、本市が独自集計した数値であり、経済産業省及び埼玉県が公表する数値と相違することがある。
- (2) 「調査結果の概要」における平成14年及び平成16年の数値については、各調査年におけるさいたま市と岩槻市の数値を便宜、合計したものである。また、平成11年以前の数値については、各調査年における浦和市、大宮市、与野市及び岩槻市の数値を便宜、合計したものである。

別表

業 態 分 類 表

区 分	セルフ方式	取 扱 商 品	売 場 面 積	営 業 時 間	備 考
1 百貨店					「1百貨店」及び「2総合スーパー」は、産業分類「551百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所である。 「551百貨店、総合スーパー」とは、衣、食、住にわたる各種商品を小売りし、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業員が50人以上の事業所をいう。
1 大型百貨店	×		3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
2 その他の百貨店			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
2 総合スーパー					
1 大型総合スーパー			3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
2 中型総合スーパー			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
3 専門スーパー					
1 衣料品スーパー		衣が70%以上	250㎡以上		
2 食料品スーパー		食が70%以上			
3 住関連スーパー		住が70%以上			
うちホームセンター		住関連スーパーのうち5991+5992+6022が0%を超え70%未満			
4 コンビニエンスストア		飲食料品を扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上 終日営業	産業分類「5791コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」以外も含む。
うち終日営業店					
5 ドラッグストア		産業分類「601」に格付けされた事業所であって6011を扱っていること			
6 その他スーパー					2,3,4,5以外のセルフ店
うち各種商品取扱店					
7 専門店					
1 衣料品専門店	×	561,562,563,564,5691,5692,5699のいずれかが90%以上			
2 食料品専門店		572,573,574,575,576,577,5792,5793,5794,5795,5796,5797,5799のいずれかが90%以上			
3 住関連専門店		5811,5812,5813,5814,582,591,592,599,601,602,603,604,605,606,607,6091,6092,6093,6094,6095,6096,6097,6099のいずれかが90%以上			
8 中心店					7に該当する小売店を除く。
1 衣料品中心店	×	衣が50%以上			
2 食料品中心店		食が50%以上			
3 住関連中心店		住が50%以上			
9 その他の小売店					1,7,8以外の非セルフ店
うち各種商品取扱店	×				

(注1)「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2)「取扱商品」の3桁及び4桁の番号は、日本標準産業分類の分類番号に準拠している。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(56)、食(57)、住(58~60)に分類して集計したものをいう。

(注3)「各種商品取扱店」とは「559 その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストアの定義に該当しない事業所であって、「6 その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「9 その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。